

安全保障理事会決議 1886 (2009)

2009年9月15日、安全保障理事会第6189回会合にて採択

安全保障理事会は、

シエラレオネの情勢に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明を想起し、

国際連合シエラレオネ統合平和構築事務所 (UNIPSIL)が、平和構築の努力および国の平和並びに発展に対して行ったことへの価値ある貢献を賞賛し、

2009年9月1日付事務総長報告書 (S/2009/438) およびシエラレオネ政府に対する平和構築支援を継続して提供することを目的として、UNIPSILの職務権限が2010年9月30日まで1年の間延長されるという彼の勧告を歓迎し、

とりわけシエラレオネ政府の能力を強化することを通じて、シエラレオネの長期的な平和、安全そして発展への、国際連合システムそして国際社会の継続する統合された支援の重要性を強調し、

2012年末までの期間の間、同国の中核的な戦略文書としての「変革のための政府の課題」を歓迎し、全ての国際的パートナーに対し、「変革のための課題」に定めた優先事項にその支援を同調させることを求め、

国際連合同ビジョン文書における平和構築の新たな革新的アプローチを表現している UNIPSIL および国際連合国別現地チームを賞賛し、国際連合国別現地チームの開発および人道的任務と UNIPSIL の政治的職務権限の統合を歓迎し、また、シエラレオネにおける全ての国際連合の団体に対し、合同ビジョンの戦略の履行を継続することを奨励し、

2009年4月2日の政党の合同コミュニケおよびシエラレオネにおける政治的暴力の即時停止に向けた政党の貢献を歓迎し、また、全ての政治的関係者およびその他の関係者に対し、合同コミュニケの条項を遵守しまたその履行を確実にすることを求め、

平和構築委員会の活動に対する安保理の謝意をくり返し表明し、「変革のための政府の課題」と同調したシエラレオネに委員会が継続的関与するためのロードマップを表現している2009年6月10日のシエラレオネに関する特別高官級会合の成果文書を歓迎し、

シエラレオネ特別裁判所の活動に対し安保理の謝意をくり返し表明し、同裁判所による前リベリア大統領チャールズ・テイラーの公判および地域的レベルにおける公判に関する効果的な広報の重要性を強調し、その他の公判における進展を歓迎し、同裁判所は可及的速やかにその活動を終了するものとするという安保理の期待をくり返し表明し、加盟国に対し、同裁判所への貢献を求め、

西アフリカ諸国経済共同体によりなされた役割を歓迎し、マノ川同盟そして他の地域的機構の加盟国に対し、地域的平和と安全を促進し続けることを奨励し、

1. 決議 1829 (2008) に定められた UNIPSIL の職務権限を 2010 年 9 月 30 日まで延長することを決定する。
2. UNIPSIL が国連国別現地チームと合同で、各々の職務権限の範囲内で、とりわけ憲法の改革、警察能力の構築、不正との戦い、違法薬物取引および組織犯罪に関する、並びに、青年の失業、2012 年選挙に向けた準備の支援に対処し、且つ、平和構築委員会および平和構築基金の活動を支援する、その取組でシエラレオネ政府に支援を提供することに焦点をあてた、合同ビジョンの目的を成し遂げる重要性を強調する。
3. 事務総長執行代表に対し、シエラレオネ合同ビジョンの履行およびシエラレオネ政府並びに国民の復旧および開発優先事項の履行を支援する現場での国際連合の取組の統合と効率化を高めるための彼の行動に従事することを奨励する。
4. 事務総長に対し、シエラレオネの合同ビジョンにおいて政府と国連により既に合意されていた指標、とりわけ、2012 年の選挙に対する準備に関連する課題、を考慮し、UNIPSIL を国連国別現地チームの関与に移管するための一連の指標を開発することこれらを、積極的な再検討の下に置き続け、また、安全保障理事会に対し進展に関して定期的に報告することを求める。
5. シエラレオネ政府が、平和構築、安全そして国家における長期的な発展について第一義的な責任を有することを強調し、シエラレオネ政府に対し、「変革のための課題」の履行を継続することを、平和構築委員会に対し、発展を積極的にフォローしまた必要に応じて国際的な支援を動員することを、また、既存並びに潜在的な新規の国際的資金供与国に対し、同政府に対し支援を提供することを奨励する。
6. シエラレオネ政府、UNIPSIL および国内の全ての他の利害関係者に対し、腐敗と戦い説明責任を向上し、富と雇用の機会を生み出す民間部門の発展を促進すること、薬物取引に対する取組を強めることそして司法制度を強化することを通してを含め、良き統治を促進する努力を増加すること、および真実和解委員会の勧告を履行することを含め、人権を促進させること並びに国民人権委員会への支援を持続すること、を求める。
7. 決議 1325 (2000) および 1820 (2008) において認識されたように、紛争の予防および解決そして平和構築における女性の重要な役割を強調し、UNIPSIL の職務権限の全ての側面を履行する際に女性の観点が考慮されるべきことを強調し、UNIPSIL に対し、この点に関してシエラレオネ政府とともに活動することを奨励する。
8. 事務総長に対し、6 か月ごとに、UNIPSIL の職務権限とこの決議の履行に関してなされた進展について、安保理に報告し続けることを要請する。

9. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。